

## 11. 看護専門学校

### (1) 理念・目的

#### 〔現状の説明〕

杏林大学医学部付属看護専門学校の理念・目的は、『真・善・美の探究』という建学の精神に基づき、看護に関する専門教育を行い、人格の涵養に努め、もって良き看護婦・看護師を育成することである。ここにいう「真」とは論理的価値、「善」とは倫理的価値、「美」とは美的価値のことで、いずれも人間にとって普遍的な真理である。これらの教育理念・目的の基本方針は、入学時点でのオリエンテーションで配布される「学生便覧」の冒頭に明示されているが、またそれのみでなく、以後の授業の中で繰り返し連綿として強調されて行くものである。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

この理念・目的は、学校教育法第82条の2（専修学校）に定める「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的とする組織的な教育機関」に良く整合している。

次に「建学の精神」を看護教育においてどうとらえるべきかについてであるが、真は科学・理論に基づいた看護、善は生命の尊厳と人格を尊重し、病める人の心を和らげ、安楽と癒しを提供できる豊かな人間性の育成、美は技術・技能を探究し、あらゆる健康レベルにある人々に対して健康上の問題を解決するための看護を実践できる基礎的能力を養うことと解釈される。

究極のところ、看護専門職の人材養成に関わる本学の基本方針は、「学識・実技に優れ、かつ病苦に悩む人々に心やさしく接することのできる良き看護婦を、豊かな自然環境に恵まれた武蔵野の地において育成し、一人でも多く世に送り出すこと（創立者松田進勇、開設10周年記念誌（1986年）より）」との精神を引き継いだものとなっている。

これら理念・目的は上記の学生便覧の冒頭のみならず、「杏林大学案内（杏林大学apricot）」として全国の書店、予備校、高校に無料配布される刊行物に明確に記されている。

理念・目的がどこまで実現されてきているかについては、絶えざる改善・改革の努力を心掛つつも自己評価が難しいところである。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

カリキュラム作成にあたっては、その実現が適うような科目構築に常に努力しているが、教員・学生がともに具体的にイメージできるようなかたちを生み出した上で、更にその実現に向かって努力を重ねる必要がある。

### (2) 学生の受け入れ

#### 〔現状の説明〕

#### a. 学生募集の方法および入学者選抜方法

学生募集の方法は、1) オープンキャンパス（毎年8月）、2) 学校案内書の配布、3)

学校説明会（20回／年）、4）学校見学（毎週木曜日）、5）学校行事の公開（戴帽式、文化祭など）、6）インターネット・ホームページの開設、7）指定校への募集案内、などである。

入学者選抜方法は、1）推薦入学（40名）2）一般選抜（60名）、3）社会人選抜（2名）である。推薦入学は指定校10校より最大20名まで（平成12年度は12名）を受け入れ、それ以外はすべて公募推薦によっている。

少子・高齢、高学歴指向の今日の社会において看護学校（専修学校）が存続し、かつ学校の理念や目的を反映する人材を幅広く確保するために、推薦一般公募では評定平均値を設けず各学校長推薦とし、指定校推薦では評定平均値を妥当と考えられる数値に変更した。また一般入試においては、平成11度入試より、試験科目のうちから「数学」を廃止し、「国語」を復活させ、「国語」、「生物」、「英語」の3科目とした。結果として応募者のかなりの増加が認められた。更に平成12年度からは、社会人入試を導入して面接と小論文による選抜を行なったところ、応募者それぞれの志望動機は明確であり、種々の社会経験のある人の応募が多く認められるようになった。

入学定員は各学年100名ずつ計300名であるが、例年これを若干越える100数名の入学がある。このうち平成7年度より受け入れを開始した男子学生は、各学年に平均約3名在学して看護師を目指している。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

入学者選抜のあり方を検証する体制の整備であるが、以前より入試委員会を設け、入学者選抜の方法、入学定員の配分、試験科目の検討、指定校の検討、入学試験日の決定、各科目出題者の選定、出願資格・書類の検討、等を1回／月のペースで行なっている。更にこの委員会で作成された案については、教員会にて最終的な検討を経て最終的に決定しており、検証する体制は一応整備されているといえる。

入学定員と適正な学生数の受け入れについては、平成9年度から施行の新カリキュラムにおいては、1クラス40人が「同時に授業できる人数」の基準になっているが、現実にはほとんどの科目において約100名が一堂に会して行なう同時の授業となっている。そこで平成12年度に100名収容の教室を改修し、1クラス50人での授業を可能とした。しかしそれでもなお依然として基準を10人上回る人数構成での授業にはなるわけであり、この点は今後の大きな課題である。また専任教員数との関係でみると、現在は専任教員15人であり、各看護学毎の教員はいるが、2クラス分の学生には対応しきれないのが現状である。また臨地実習の場は大学付属病院が主であるが、精神、在宅、母性、小児実習はやむをえず外部施設に依頼している。このように実習施設が多岐にわたる場合は、教員または養成所付きの実習指導者の増員が望ましい、とされているが現在はその人数までは配分はなされていない。

このように多人数クラスでの同時授業をその学生側の学習効率の点からみると、学生一人一人の授業参加への意識が薄まり、勉強に対する集中力の低下から、再試者、再履修者の増加に繋がっている傾向がある。大教室での視聴覚教材（特にOHPなど）使用時は教室の両側および後方では見えにくいことが多い。また止むを得ぬこととはいえ、実習における2グループ（10数名）の同時指導も効率的でなく、その結果としてやむなく多くの補習実習の実施を行なう事態に至っている。

## 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

現在は種々の入学者選抜方法を取り入れているので、在学生の入学後の選抜方法毎の追跡調査を行ない、推薦入学基準の妥当性、受験科目や学科テストと面接点の配分の妥当性、社会人入試における論文の内容の評価法、それぞれの人数構成の比率（一般と推薦の人数比、社会人入学生の比率など）の妥当性を検討する必要がある。また1クラス40人構成の2クラスで80人の入学定員、基礎・専門基礎・専門分野の1クラス40人授業とそれを遂行するための適正な教員数の確保、各専門分野毎の専任教員の適正配置、養成所付きの実習指導者の確保、そして効率良い授業のために必要な視聴覚機器、教材の適正配置が望まれる。

## b. 留年生の問題

## 〔現状の説明〕

各学年の在籍者百数名のうちで、各5名程度が毎年留年している。留年に至った理由は、1) 健康上の理由、2) 現在でも進路の選択に迷いがありなかなか勉強に集中できない、3) 学業不振、の3つに大別されるが、これらが重複していることも多い。留年人数の点でも近年は次第に増加の傾向にあり、留年に留まらず退学に至ってしまう者も各学年に5名前後ある。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

4年制大学への転向、他の職種への志望変更など理由は多岐に亙るが、その根底には、入学前の予想をはるかに越えた専門学校のカリキュラムの厳しさに対応しきれなくなって落伍していった者も少なくないようである。

## 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

本学への志望動機が希薄であったり、真剣に学習に望めないと判断された看護学生には、可及的早期に進路変更を指導する方針もとるべきであろうと考え、そのように実行している。

## c. 社会人入学の問題

## 〔現状の説明〕

社会人入学制度のもとに現在2名を受け入れている。またその他に一般入試を経て、社会人経験を有している学生が数名在籍している。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

いずれも本学への志望動機・学習意欲も十分に明確であり、同クラスのより若い同級生にあらゆる方面で良い刺激を与えている。しかし社会人入学制度を取り入れていまだ日が浅く、今後生じてくるであろう種々の問題点の把握は今一つ十分でない。例えば、これら学生の卒業後の進路選択とその時点での年齢制限への抵触の問題をはじめ、その対策としての入試応募年齢の制限など、どこまでが適正か、これから試行錯誤を重ねながら検討していくことになる。

#### 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

今後は看護職に対して看護、介護、福祉のそれぞれの分野での需要の一層の拡大が予想されるが、それに伴って、豊富な社会経験を有している看護職の活躍する場の増加が見込まれる。看護職養成所の任務の一旦としても今後の社会情勢の変化に十分対応していける人材の育成に取り組む体制を組んでいきたい。

### (3) 教育課程

#### a. 教育課程と理念・目的との関連

##### 〔現状の説明〕

本校の理念である「真・善・美の探究に基づく実践看護職の養成」の下に、学校教育法第82条の2（専修学校）に定める「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的とする組織的な教育機関」として、保健婦・助産婦・看護婦学校養成所指定規則に定められた基準に則ってカリキュラム編成がなされている。

平成9年度に学術の動向、社会のニーズとの関連から実施されることになった「新カリキュラム」を看護教育委員会で微調整しながら4年間にわたり実践してきている。

指定規則では、基礎分野13単位、専門基礎分野21単位、専門分野59単位、合計93単位、2895時間以上となっているが、本校の教育課程は、基礎分野13単位、専門基礎分野21単位は規則通りであるが、専門分野が62単位と3単位多く、合計96単位、2955時間となっており、教育課程として適切かつ妥当と思われる。

##### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

専門教育的授業科目としては、「理念」の「真」を科学・理論の探究として基礎看護学1単位、看護研究で2単位、合計3単位を加えている。「善」を精神・心の探求として芸術科目を設定し、2回／年の特別講義を企画している。また「美」を技術・技能の探求として基礎看護学1単位をプラスしている。本校の人材育成の目的に照らして適切かつ妥当なものと考えている。

一方、一般的授業科目については、基礎分野として倫理学、社会学、心理学、人間関係論、生物学、茶道、華道、音楽、体育、外国語（英語・独語・仏語）、統計学、情報科学等の科目を設定し、幅広い教養および総合的な判断力、豊かな人間性の涵養を期待した教育課程を編成している。一般教養的教育の目的に照らして適切かつ妥当ととらえている。

外国語科目は、英語、仏語、独語の3ヶ国語を開設している。そのためのLL教室・教材に関しては、医学部のものを併用している。国際化社会に対応できるよう基礎的外国語能力の育成に努力している。

##### 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

平成9年度からの新カリキュラムによる卒業生を2回にわたり送り出したばかりであるが、再度カリキュラム検討会を設け、教育理念や目標がそれぞれの科目において具現されているか否か検討を要する。

看護領域における国際交流の発展を考えると、主たる対象となるであろうアジア諸国語を含めたレパトリーのより広い外国語教育も将来は必要になるかも知れないと考えて

いる。

## b. 授業科目の特徴と単位

### 〔現状の説明〕

語学と芸術関係の科目以外はすべて必修である。

年次配当に関しては、第1年次では基礎分野、専門基礎分野の大半と、専門分野の各看護学概論、基礎看護技術系の科目を配置している。第2年次になり、人々の社会資源活用に関する必要な役割やその制度に関する科目、専門分野の疾患に伴う看護の科目、在宅看護論、診療の援助に関する技術、看護過程の展開等の科目を配置し、基礎看護実習を9月に科目授業全てが完了した後に開始し、1月からは専門看護領域別実習を開始している。第3年次では、情報科学、看護研究、専門看護領域別実習を行なう。

効果的な教育指導を行なうために、看護教育課程における授業では少人数制を採用している。少人数制は、1) グループワーク研究、2) 技術演習、3) 臨地実習、4) テーマ別学習発表、5) 解剖実習体験、6) 自己患者体験等の各授業場面で実現している。

講義は15時間1単位のものと30時間1単位のものがある。実習は45時間で1単位である。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

必修・選択等の区分や年次配当についてはほぼ適切・妥当と考えているが、時代の流行的な学問、例えば情報科学やIT（情報技術）関連の科目については近年、既に履修を終えて入学してくる者もあり、科目の年次配当については今後再検討の必要が生じてくるかも知れない。

授業時間数とその教育効果との関連であるが、ある項目に関しての考察や概念形成を目的とする科目は、現状の時間数でそれなりの教育効果が期待できるが、一方、看護技術の習得に関する授業は、30時間（1単位）で、その短時間の中での、対象の概念の把握から技術の伝授・習得まででは現実には時間不足である。この時間過程内では学習上最も重要な筈の実質的な技術の習得が叶わず、いきおい終了後の自己学習が多くなり、指導者たちによる学生個人毎の技術習得度の確認が困難となってきている。看護技術の習得にはその手技の反復練習が必須であり、そのための中間指導、個別指導の余地も設けられているが、自主的な申し出によるので、効果はあまり上がっていない。

### 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

看護技術の習得に関する教育の改善への対策としては、これに携わる教員の人数および養成所付きの臨床指導者の増員を行なって、授業担当者が自己学習に充てられている15時間の中で反復指導に関わるか、または基本的な看護技術教授科目は、1単位45時間の科目とする、などが考慮されるべきであろう。

履修単位の認定には、学生にレポート課題、技術練習のノルマ、技術習得度のチェック、等を課している。

### c. 単位互換・既習得単位の認定

#### 〔現状の説明〕

大卒者、社会福祉士および介護福祉士の学校卒業者には、本人の申請による単位互換の制度を発足させている。そのための認定基準を作成し、申請があればその都度に教員会に諮っている。なおこの単位互換の対象となる科目は、基礎分野に関するものに限定し、かつ最高13単位までの認定に留めている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

現状では個別の既修得内容の確認のための資料は、本人から提出された過去のシラバスの照合に留まっているため、内容およびその学問的レベル等の審査が十分でない点が問題である。

#### 〔将来の改善・改革にむけての方策〕

対策として、申請された科目についての単位認定試験の実施も検討しているが、時間的ならびに経済的負担の問題もあり実施には困難があるので、申請時の詳細なる資料提出を現在検討中である。

### d. 教育上の効果を測定するための方法

#### 〔現状の説明〕

各科目の記述試験、看護技術チェック、臨地実習評価などによりこれを行なっている。またそれに基づいて教育方法、内容、実施時期、実施順序、関連科目との整合等を看護教育委員会で検討している。

主体的な学修に取り組ませるための履修指導としては、入学時ガイダンス、各授業科目のシラバスの提示、出席状況の把握、関連学習内容の紹介等を行なっている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

現代の学生に共通して、自分のノルマや評価に関することには主体的に取り組むが、幅広く深い教養、総合的な判断力を培うための主体的な取組は自主性が弱い傾向がある。

#### 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

学生の自主性の欠如に対しては、今後、各々の授業および実習上での関わりを通して、様々な興味や関心を引き出し、自ら学んで行く姿勢を支援すべきであろう。その時々トピックス、健康、環境、医療関連のニュース等を教材の中にとり入れ、患者の闘病記、クレーム、医療事故事例、歴史・文学上の出来事等を示し、興味を喚起する授業方略の工夫が必要である。また現在もおこなっている学内・外からの講師による特別講義などで、学生たちの視野の拡大、意欲の高揚を図ることも引き続き継続する。

学年はじめに配布される「学生便覧」は、現在のもので十分に学生に理解されていると思われるが、同じく授業開始に先立って示される講義要項（シラバスなど）についてはなお一部整備を要するものがあると思われ早急に対応したい。

## e. 教育指導にあたっての教員間での連絡・調整

## 〔現状の説明〕

教員間の連絡調整のために、各領域毎に授業案を検討し、看護教育委員会での連絡調整、教員間での技術演習の打ち合わせ・技術確認等を実施している。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

問題点として、少人数の専任教員では業務が重複しており、連絡調整に要する時間の設定・捻出に苦慮しているのが実状である。また1クラス100人制では少人数制授業による教員への負担が増加している。

## 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

専任教員、病棟臨床指導者、養成所付き臨床指導者の人員の確保、それとともに教員間の連絡調整を含めた効率的授業方法の検討・改善が必要である。

## (4) 研究活動

## a. 研究活動の活性化

## 〔現状の説明〕

看護専門学校においては専任教員の個人研究費は特に設定されていない。学会出張・留学等の研修機会としては国内の学会出張が一人年1回が認められている。その学会も、専任教員の慢性的な欠員のため、互いに授業担当を補いあわねばならず、学生の休業期間中ないしは自己の有給休暇期間中を利用しての国内学会参加が辛うじて可能である。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

この1年間に9名の学会等出張旅費の支給があった(28,755円/1人)。なお各種学会・講習会参加者は、帰校後に速やかに、学会・講習会の内容、感想、参加・受講後の抱負、などを記載して「出張復命書」を校長に提出することになっており、これにより講習会参加の意義が披瀝されている。

## 〔将来の改善・改革にむけての方策〕

専任教員の研究意欲の更なる向上促進のためにも研究・学会参加へのより一層の支援を期待したい。

## b. 授業負担が教員に過重になっていないか

## 〔現状の説明〕〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

1週間の授業時間数は、おおよそ指定規則以内であるが、授業の準備のみならず臨床実習指導、習得技術のチェック、担任業務、面接、行事関連事項の業務、演習協力のための打ち合わせ、各種会議への出席等があり、研究時間はなかなか確保出来ない現状である。

〔将来の改善・改革に向けての方策〕

時間短縮が可能なもの（会議の回数、技術チェックの方法、面接の分担等）に関しては可能な限り改善し、各自においても短時間で効率的な業務遂行に一層の努力が必要である。

(5) 教員組織

a. 教育数

〔現状の説明〕

1. 平成12年5月1日現在の専任教員数は、15名、兼任講師（学園内）123名である。基礎分野に学校の理念・目的に応じた教養科目を設けているが、音楽、茶道、華道それぞれの授業は外部の専門家に依頼している。専門基礎分野も同様に外部の講師に授業を依頼している。専門分野については、概論、健康生活と看護は主に専任教員が担当し、疾病・障害と看護は、専任教員と付属病院の医師・看護婦が担当している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

それぞれの分野のエキスパートから専門的知識が授けられる利点がある一方、多数の講師による授業内容の調整に苦慮することもあり一長一短である。

〔将来の改善・改革に向けての方策〕

今後は、各科目ともに最も適切と思われる兼任講師の特定依頼とその間の授業内容の調整を専任教員が責任をもって行なうのが良いと考えている。

b. 主要科目の専任教員の適切配置

〔現状の説明〕

基礎看護学については15名の全教員で担当し、成人看護学は6人、老年看護学は2人、小児、母性、精神、在宅看護学はそれぞれ1名ずつの担当である。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

少人数のため不適切な配置になっている。特にこの専任教員の配分は、臨床実習指導を中心に考えたものであり、成人、老年には厚い。しかし、小児、母性、精神、在宅看護実習は外部での実習が多く、そのための事務的作業や準備の必要から現在の1名の専任教員のみでは負担が大きい。また病棟実習指導そのものも、安全性の確保と、患者との関わり方の指導やチャンスをつかまえての看護指導が必要なところからやはり1名では指導が不十分である。

〔将来の改善・改革に向けての方策〕

教員ないしは学校付きの臨床指導者の増員が望まれる所以である。



## c. 専任教員の年齢構成

## 〔現状の説明〕

50歳代2名、40歳代2名、30歳代10名、20歳代1名、である。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

最多の30歳代10名中、30歳代前半が6名、同後半が4名である。人生経験が豊かで教員としてのキャリアも十分と考えられる年齢層がなおやや少ない傾向であるといえる。

## 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

増員もさりながら、看護教員としては最も円熟する35～45歳前後の中堅層の教員採用をより多くしたいと考えている。

## d. 教員の募集・任免・昇格

## 〔現状の説明〕

これらにつき明文化された規定は現時点ではない。募集は看護教員養成校に対してのみ行なっている。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

実際の応募者は少なく、他の方策としての専ら知己を通しての紹介による採用になり、これにはおのずから限度がある。教員の主任・副主任への任免・昇格は校長からの推薦により上層部に諮っている。任免については、適材適所の観点から、付属病院の臨床に携わる看護職からの専任教員への異動も時に行なわれるが、役職のポスト数や、各種の給与の総額が、より多い臨床部門からの転出・異動には個人的には難色を示される場合がかなり多く、教員採用上の大きな隘路となっている。また一旦教員として採用の後も短期間で退職したり、本人の希望による臨床部門への再異動もあり、長期的展望に立って構築された教育課程の確立、充実の上で妨げになっている。

## 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

優秀なる専任教員確保の目的から、同程度の看護職としてのキャリアを持つ病院勤務者と看護婦養成所勤務者（専任教員）の間の諸処遇の格差を調整することが、今後取り組まれるべき課題と考える。

## (6) 施設・設備等

## a. 講義室・実習室と厚生施設

## 〔現状の説明〕

第一校舎における講義室は、7つの教室からなり、1学年2クラス編成であるから3学年の同時の講義授業が可能である。演習室は大・小の各1室がある。実習室は50人の同時実習が可能になるようにベッド配置などを考えているが、この一角には在宅看護実習室を設けている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

実習室が50人（クラスの半分）の看護学生による同時実習にはやや狭いのが問題点である。またこれは洋式の生活様式の設備なので、実習上には更に和式生活様式の設備も必要である。この和式の在宅看護実習室として、現在は第二校舎内の茶道室を代用しているが、実習とはいえ、茶室での便・尿器使用や車椅子の移動など不潔な作業の実施は避けねばならない。この実習の間は茶道の授業も当然のこととして並行して行なうことはできない。

〔将来の改善・改革に向けての方策〕

今後の方策として、この度第二校舎内の学生寮廃止に伴い、不要になった同校舎内の元寮管理人室を和式在宅看護実習室へ転用するのが最も望ましいと思われる。

音楽室と調理室は、医学部との併用のために、課外クラブ活動の実施に支障をきたしており、今後の方策としては、やはり当看護専門学校の専用施設に致したい。また全教室に共通する改善すべき点として、各教室毎の音響設備・視聴覚機器の整備の向上が挙げられる。

情報処理学習施設は、LL教室を医学部と併用しているが、学生の自己学習が自由できるように、パソコン2台とノート型パソコン10台が設置されている。全校生徒300余名のIT学習の促進の上からはなお施設の拡充が望ましい。

厚生施設であるが、第2校舎内に各学年毎の学生自習室、談話室（喫煙室）、販売機コーナーを設置している。テニスコート、運動施設（体育館、プール、格技室）は医学部との兼用である。体育系クラブの部室（学校専用）を設置してあるなど比較的充実しているといえるが、一般道路を挟んだ講義室主体の第一校舎には厚生施設が全く欠けていることと、学生同士用の連絡・掲示の場所がないことなどから、第一校舎内の一部のスペースをそれらに利用することを考慮中である。

b. 教育用機器・備品

〔現状の説明〕〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

実習室関係のものがやや古くなったものの、日常的に教室内で用いているものは有効に活用されている。

〔将来の改善・改革に向けての方策〕

今後は使用頻度、耐用年数を考慮しながら必要に応じて各機器、備品の更新を図り、毎日の円滑な授業進行に支障を来さぬように数量を確保するとともに、ビジュアルプレゼンター（平成12年度に一台購入予定）など看護教育には十分な教育効果をもたらすと考えられる新しい機器・備品を積極的に導入していきたい。

(7) 図書等の資料および図書館

〔現状の説明〕

三鷹キャンパス内の図書館では、主な看護関係の図書は一つのフロアに集められている。図書等の資料は、教職員や学生からのニーズに合わせて購入され館内に収納・配架されている。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

開館時間も十分長く（年間281日、午前9時～午後9時半）、利用し易い。長期休館前には多数冊の借出も可能で、学生による有効活用のための諸条件を整備してくれていることは十分評価できる。また教員に関しては、医学図書館からの長期貸出のかたちで、第一校舎内地下に図書閲覧室が設けられているので有効な活用がなされている。ここは教員の許可があれば看護学生も利用できる。

図書の購入方法としては、各教員が、自己の関連領域の図書を地方自治体からの補助金をはじめとする図書購入費を利用して、年間予算内で購入できるようになっている。

## 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

購入する図書の分野別の偏向を避けるため、今後は図書購入委員会の類も必要かと思われる。

## (8) 学生生活への配慮

## a. 奨学金等の経済的支援

## 〔現状の説明〕

- 貸与修学金の種類と額は、1) 杏林学園修学貸与金一律30,000円、2) 東京都修学資金（看護）1種32,000円（免除）、2種25,000円（返還）、3) 日本育英会1種：自宅より通学48,000円、自宅外56,000円、2種：3、5、8、10万円から選択、の3種類であり、その手続きは、入学時に学生全員に説明され、希望者は申し込み、審査を受け、該当者に支給される。毎年、更新・新規受付がなされている。ほとんどの学生がいずれかを受けており、学業の継続が可能である。

## 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

これらの諸手続きは、各年度始めに申請しこれに基づいて認可が行なわれるため、もし年度途中で修学資金の必要が生じてもその時点では受給ができない点が問題である。なお親からの教育資金援助が受けられなくなる事態が生じたときには、公的な貸付制度の紹介を学校として行なうこともある。

学期途中でのアルバイトは原則として禁止している。しかし経済的困難の状況にある学生については、学習に支障がなく、かつ学生としての品位を損なわない種類の職種に限り許可をすることがある。また、非開講中の長期休暇中のアルバイトおよび学校が募集するものについては特には禁止していない。

## 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

将来は、学内の相互扶助による資金援助制度の確立が望まれる。

## b. 生活相談

## 〔現状の説明〕

日常生活や将来の進路選択に関わる学生からの相談に応じられる体制は確立されている。

まず各クラスに学年主任および担任を配置して随時相談に応じている。このレベルで対応が十分でないときには副学生主任・学生主任が対応する。更に必要であればカウンセリングを勧める。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

カウンセリングのための相談室を第二校舎1階に設け専任のカウンセラーが、夏休みを除く、年間11カ月間に亙り、毎週月・金の午後4時から7時まで対応しており、学生・教員双方に有効に活用されている。より個人的な相談は教員よりもカウンセラーに相談することが多いと思われる。人とのコミュニケーション、友人関係、実習について、将来について、進路の迷い、恋愛問題、漠然たる不安の訴え、自分の性格等についての相談がある。カウンセリングの結果の顛末としては、学習の継続可能から、休学、或は進路変更までのさまざまな対応がなされている。

〔将来の改善・改革に向けての方策〕

更に改善すべき点として、カウンセラーと教員間の懇談会を頻繁に持って、カウンセリングの結果を学生により有効にフィードバックしていくことを考えたい。

c. 学生の生涯にわたる心身の健康保持・増進のための配慮

〔現状の説明〕

上述のカウンセリングとともに一般的な健康管理として、自己管理の重要性の理解と病気に対する早期受診、早期治療の指導を行なっている。このため各学年に1名の健康管理担当の教員を決め、健康相談や身体・精神の異常の把握に努めている。学内にも保健室を設け市販の医薬品も常備しており、体調不良時の休養が可能である。年1回の定期健康診断（別表1）は、学校保健法および看護専門学校健康管理規定に基づいて行なっているものである。実施内容は、学校保健法に定められた内容以外に、本校独自に、ツベルクリン反応検査、第2種伝染病抗体価測定、HBs抗原検査を行なっている。そして実習前に、ツベルクリン反応陰性者にはBCG接種を、第2種伝染病抗体陰性者にはワクチンの接種を任意に受けることを奨励している。また小児看護学の保育園実習に先立っては検便を実施している。長期休業前、特に夏休み前には海外旅行（特に東南アジアへ）の予定者に対して、伝染病・感染症罹患予防の注意を喚起している。

別表1 平成12年度 学生健康診断実施結果

(看護専門学校)

	内科 検診	胸部レントゲン (読影を含む)	眼科 検診	視力 測定	耳鼻科 検診	聴力 測定	検尿	採血 (HBs抗原)	ツ反応検査 (陽性・留年生除)	第二種伝染病 抗体価測定
一 年 生	対象人員数	110名	110名	110名	110名	110名	110名	110名	109名	41名
	実施人員数	110名	110名	110名	110名	110名	110名	110名	107名	41名
	受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	98%	100%
	異常発見者数	2名	0	0	5名	7名	0	6名	0	強陽性 5名 陰性 7名
	二次検診受診者数	0			0	0		0		陰性 25名
二 年 生	対象人員数	103名	103名	103名	103名	103名	103名	103名		36名
	実施人員数	103名	103名	103名	103名	103名	103名	103名		36名
	受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%
	異常発見者数	1名	1名	0	0	23名	0	6名		強陽性 3名 陰性 10名
	二次検診受診者数	0	0			0		0		
三 年 生	対象人員数	100名	100名	100名	100名	100名	100名	100名		9名
	実施人員数	100名	100名	100名	100名	100名	100名	100名		7名
	受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		78%
	異常発見者数	6名	2名	5名	0	5名	0	5名		強陽性 0 陰性 4名
	二次検診受診者数	0	0	0		0		1名		陰性 5名

また災害時の補償として、本校の全学生を対象に専修学校・各種学校生徒学生災害障害保険へ強制的に加入させている。これは正課活動中のみの補償である。しかし新カリキュラムとなり外部実習が多くなったことにより、実習先での交通事故、損害等の危険も考えられるため平成8年度以降は、領域実習中の1年間に限り、学校として掛け捨て保険に加入している。しかしこれも補償の範囲・額に制約があり、日常生活全般にわたる補償としては不十分なため、本校の学生総合補償制度としての災害補償保険に、任意に加入させている。

#### d. 学生の課外活動

##### 〔現状の説明〕

学生会活動、クラブ活動、学生関係行事(文化祭、キャンドルサービス)、ホームルーム活動等がある。活動にあたっては、学生会の執行委員会が主体になり中央委員会を経て各クラスに連絡している。学生関係行事について学生の認識は次第に高まりつつある。実施の指導・資金支援については、(主・副)学生主任、担任、担当教員が組織的な指導・支援を行ない、活動費は学生会費の他、一部を杏会費から補助を受けている。

##### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

問題は、学生会活動に対する学生自身および教員の認識がなおやや低い点である。

##### 〔将来の改善・改革に向けての方策〕

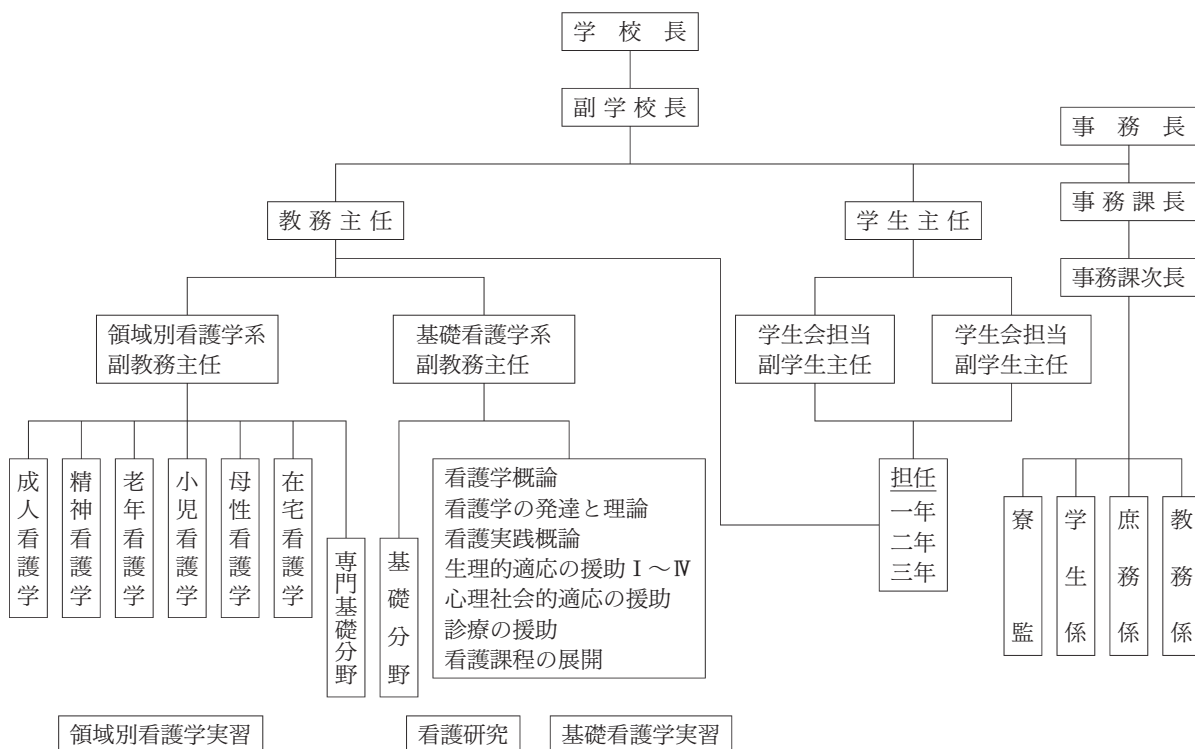
学生会活動は集団・組織の中での行動や人間関係を学ばせる教育指導の良き場であることを教員全員がより強く認識していくことが必要であろう。

(9) 管理・運営

〔現状の説明〕

看護専門学校の運営組織は別表2の通りである。

別表2 看護専門学校の運営組織



本校の最高決定機関は「教員会」である。毎月1回定例および必要に応じて適宜に臨時に開催される。いずれも校長の招集による。学校の管理・運営に関する諸事項が報告され、また審議し決定される。学園全体との関係やそれとの調整・整合を要する重要事項については更に上部の意志決定機関である学園運営審議会や評議員会・理事会に上げて審議され決定される。

教員会の下部組織としては、運営小委員会（校務全般に関する計画・調整の任務）、入試委員会（入試に関する総ての計画、調整、評価の任務）、防災委員会（災害防止および災害発生時の対処の任務）がある。

その他、看護教育委員会、教務委員会、学生委員会などの各種委員会、また専任教員会、臨床指導者会等においてもそれぞれの関連する領域の校務を行なっている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員会は校長、副校長、専任教員（全員）をもって組織し、教育・学生・学校管理に関する全ての諸事項を審議する。定例教員会は、8月を除いて毎月第1週金曜日（年11回）に行なわれる。その他に卒業・進級認定また入試などに関する臨時教員会を年2～3回開催している。

看護教育委員会は専任教員全員で構成され、看護教育の企画、運営、評価を行う。

教務委員会は教育計画、時間割、学校関係行事等の事項について連絡、調整を行なう。  
学生委員会は学生会関連行事、ホームルーム運営の企画、健康管理、学生指導の問題を  
検討する。

臨床指導者会は専任教員と臨床指導者との連絡、調整や必要な研修を行なう。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員会ならびに各種委員会は、十分に機能していると評価できる。

〔将来の改善・改革に向けての方策〕

改善・改革の予定はない。